

# もし、あなたが いわれのない不合理な偏見 によって、他人から差別されたら・・・？

問い合わせ／やさしさ支援課（内線3421）

私たちは、かけがえのない、一人の人間として尊重され、幸せな生活を送りたいと思っています。

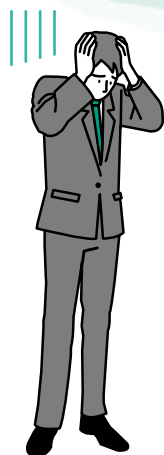
そして日本国憲法では、この人間としての当然の願いである、侵すことのできない永久の権利として「基本的人権」を保障しています。

しかし、現在も多くの人々が不合理な偏見によるいわれのない差別を受け、悩み苦しんでいます。

新型コロナウイルスの感染が国内でも拡大している中、感染した方やその家族、治療にあたった医療従事者、海外からの帰国者、外国人などに対する根拠のない誹謗中傷が問題となっています。



同和地区（被差別部落）に生まれ育ったというだけで、不合理な偏見によるいわれのない差別を受け、悩み苦しんでいる人々があります。（同和問題\*）



インターネット上で他人を誹謗中傷したり、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、偏見や差別を助長する表現をSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）に掲載するなどの被害が深刻化しています。



私たちは「幸せに生きる」権利を有しており、それを侵すことは、決して許されることではありません。

もし、あなたがいわれのない不合理な偏見によって差別されたらどうか、そんな相手を思いやる気持ちを持ち、差別を許さないという強い意志を持って行動することが大切です。

## 困ったときは、一人で悩まず相談しましょう

●みんなの人権110番（全国共通人権相談ダイヤル）

☎0570-003-110（平日 8時30分～17時15分）

●外国語人権相談ダイヤル

☎0570-090-911（平日 9時～17時）

●子どもの人権110番

☎0120-007-110（平日 8時30分～17時15分）

●女性の人権ホットライン

☎0570-070-810（平日 8時30分～17時15分）

\*同和問題…日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別に由来するもので、今なお、日常生活上でいろいろな差別を受けるなど、我が国固有の人権問題です。

